

会費細則

(平成19年6月22日制定、平成22年11月1日改定、平成25年4月16日改定)

(目的)

第1条 本細則は、特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下、「本法人」という）の定款第8条に基づき、本法人の会費に関し必要な事項を定める。

(会費)

第2条 本法人の会費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1)正会員 年10,000円（平成19年度より平成24年度まで 年8,000円）
- (2)賛助会員 年1口100,000円
- (3)功労会員 免除
- (4)名誉会員 免除

(納入)

第3条 前条に規定する会費は、指定の方法で当該年度開始日の前日までに1年分を一括納入する。

2. 本法人に入会する者は所定の入会申込書と共に当該年度分の会費を納入しなければならない。

(納入の猶予)

第4条 正会員は、長期療養、海外留学等、やむを得ない事情があるときは、2年を限度として会費の納入猶予を申請することができる。

2. 会費納入猶予を希望する者は、所定の会費納入猶予申請書を理事長に提出しなければならない。

3. 理事長は、会費納入猶予申請書の受理後、理事会に諮り、その可否を決定し、申請者に通知しなければならない。

4. 会費納入猶予の承認を受けた者は、その猶予期間終了後直ちに猶予期間中の会費を一括納入しなければならない。

5. 会費納入猶予者は、その期間中の選挙権、被選挙権、役員、代議員、委員会委員及び専門医申請の資格を停止を受ける。

(細則の変更)

第5条 本細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。